

登園届

(保護者記入)

(園名)

宛

クラス名

園児名

病名〔 _____ 〕と診断され

20 年 月 日 医療機関「 _____ 」において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

20 年 月 日

保護者名

◆医師の診断を受け、保護者様が記入する「登園届」が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
☆インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児にあっては、3日を経過するまで)
★新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間程度	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

※ 出席停止に関しましては、法改正により改定することがございます。

☆インフルエンザに罹患した場合は「インフルエンザ療養報告書」

★新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は「新型コロナウイルス感染症療養報告書」

のご記入をお願いします。

受取日	園長印
/	